

令和6年度 鴻巣市監査実施方針及び監査計画

1 実施方針

- (1) 行政及び財務に関する事務の合規性及び正確性の確認はもとより、事業の経済性、効率性、有効性の検証を行い、事務改善につなげる。
- (2) 監査等の対象に係るリスクを考慮し、過去の監査等の状況を踏まえたうえで、市民の視点に立ち、効果的で効率的な監査を行う。
- (3) 公正で合理的かつ能率的な行政運営を確保するため、誤りの指摘にとどまらず、勧告や指導に重点を置いて各種監査等を実施する。

2 実施計画

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、現年度分を範囲として実施する。各対象課等についてはおおむね3年、学校については4年で一巡するように実施する。

(2) 随時監査

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(3) 行政監査

必要があると認めるとき、適時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査

市が出資及び財政援助を行っている団体等及び公の施設の指定管理者の中から対象団体を抽出し、主に前年度及び現年度分を範囲として、市からの出資等の目的に沿って事業が適正かつ効果的に行われているか、併せて所管課等による当該団体への指導監督や助言が適切に行われているかなどについて監査を行う。

(5) 例月出納検査

現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼とし、前月分を対象として原則毎月28日に実施する。

(6) 決算審査

前年度の決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

(7) 基金の運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として行う。

(8) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等が法令等に基づき、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査する。

(9) その他

(1)から(8)までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づく請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは法令に基づく監査を実施する。

3 年間計画

(1) 「令和6年度年間監査計画表」(別紙)に基づき実施するものとする。

(2) 監査等の実施体制は、監査委員2名で監査等を実施し、事務局長以下職員3名が補助する。